ー令和8年4月1日からの定期報告についてー

「換気設備」・「常閉防火扉」に関する調査・検査は「特定建築物の定期報告」の対象となります。

定期報告のための調査等の項目等を定める関係告示※1が令和7年7月1日から施行され、調査または検査の項目、方法、判定基準などが一部変更となりました。

沖縄県建築基準法施行細則（以下「県細則」という。）の一部を改正し、**令和8年4月1日**から施行します。

県細則改正概要（第19条第3項関係）

「換気設備」・「常閉防火扉」に関する項目を「建築物の定期報告」の調査項目等に追加します。

○建築物等 調査結果表 別記第一号（令和8年4月1日改正）

7	上記以外の調査項目					
	建築物の内部					
(1)	常時閉鎖した状態にある防火扉（各階の主要なものに限る。以下この表において「常閉防火扉」という。）	閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況				
(2)		扉の取付けの状況				
(3)		扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況				
(4)		固定の状況				
(5)	人の通行の用に供する部分に設ける常閉防火扉	作動の状況				
(6)	居室の換気	建築設備の作動の状況				
(7)		換気の妨げとなる物品の放置の状況				

(1)～(7)の項目を新たに追加します。

「換気設備」：告示改正により、建築物の調査項目等から削除される「換気設備等」に関する項目を、特定行政庁が付加する調査項目等として特定建築物に追加します。令和8年4月1日以降は特定建築物の定期調査で実施してください。

「常閉防火扉」：告示の改正により、防火設備定期点検の対象となった「常閉防火扉」に関する項目を、特定行政庁が付加する調査項目等として特定建築物に追加します。令和8年4月1日以降は、特定建築物の定期調査で実施してください。
（防火設備の定期報告において「常閉防火扉」に関する調査等は不要です）。

※1　建築物の定期調査報告における調査及び定期検査における検査の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件等の一部を改正する告示（令和6年国土交通省告示第974号）（令和7年国土交通省告示第53号）

関係告示の改正内容については、下記の国土交通省HPをご覧下さい。

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/content/001860339.pdf